



## AWG-LCA 12およびAWG-KP 14ハイライト

2010年10月6日 水曜日

水曜日、AWG-LCAの下では、種々の草案作成グループが会議を開催し、共有ビジョン、適応、緩和と資金、技術とキャパシティビルディングについて議論した。AWG-LCAコンタクトグループは、午後に会議を開催し、進捗状況を確認した。AWG-KPの下では、コンタクトグループ会合および非公式協議が開催され、潜在的影響結果、附属書I排出削減量およびその他の問題を議論した。

### AWG-LCA 草案作成グループ

**共有ビジョン**：議論は当初、何をレビューするかに焦点が当てられた。進行役のTuressonは、締約国に対し文案を提示するよう求め、実施のための表現ではなく「目に見える表現」または原則に限定する提案を推奨した。レビューのスコープに関し、一部の締約国は、長期目標のレビューに限定すべきだと述べたが、他の締約国は、約束や行動のレビューも含めるべきだと述べた。内容に関し、締約国は、次のレビュー実施を提案した：現在の排出量、予想される排出動向、経済情勢と増大する能力、それが締約国の条約上の責任および義務に与える影響、先進国および途上国の両方の約束と行動。また締約国は、レビュー実施時には、多様な問題についても検討すべきだと提案した、たとえば：締約国の国情と特殊性、気温の上昇を特定レベルで制限するとの目標、公平性の原則ならびに共通だが差異ある責任と相応の能力の原則、附属書I締約国の歴史的責任、途上国の経済社会の発展および貧困撲滅の必要性、SIDS、LDCs、および化石燃料の生産および消費に依存する諸国など一部の諸国グループの特殊事情。また締約国は、レビューのタイミングならびにレビューに基づきどのような行動をとるべきかについても議論した。

その後、締約国は、共有ビジョンの文章の議論に焦点を移した。資金、技術、キャパシティビルディングの文章について、数カ国の締約国は、特にこれらの問題を扱う他のグループの議論に予見を与えるべきでないかと警告した。一部の締約国は、これらの問題に関する総論を希望し、特に原則とこれに関係するビジョンを含めることを希望した。その後、締約国は、この文書に含める多様な文案を提出した。

**資金、技術、キャパシティビルディング**：この草案作成グループは、午前中に会合し、資金とキャパシティビルディングを議論した。



資金に関し、締約国は、カンクン決定書の中に早期開始資金への言及を入れるかどうか、検討した。一部の締約国は、言及しないことを希望し、これはAWG-LCAの権限外であると指摘したが、他のものは、早期開始資金に関する別の決定書を提案し、そうすれば早期開始資金のチャンネル、資金源、特性などの情報を提供できると主張した。数カ国の締約国は、カンクン決定書の序文で早期開始資金に言及することに柔軟に対応すると述べた。共同進行役のGafoorは、この問題での非公式協議を提案した。

キャパシティビルディングに関し、締約国は、キャパシティビルディングに関するカンクンでの成果がどのような形のものになるか議論し、制度上のニーズ、キャパシティビルディングをAWG-LCA文書全体にどう反映させるか、実績指標の必要性などを議論した。締約国は、キャパシティビルディングをカンクン成果文書に反映させる必要性では総じて合意した。一部の国は、キャパシティビルディングに関する独立した章を設け、登場しつつあるニーズや他のセクションで除外された問題を取り上げる必要があると強調したが、他の締約国は、キャパシティビルディングを文章全体に組み込むよう希望した。新しい制度の必要性に関しては多様な見解が示され、一部のものは、既存の制度に焦点を当て、制度拡散の可能性に懸念を表明した。他の締約国は、キャパシティビルディングの決定とその実施の間のギャップは一部には実施責任を有する特定組織の不足が原因であると述べた。一般的な実績指標に関し、一部の締約国は、キャパシティビルディングに関しては指標を容易に利用できないと指摘し、プロジェクトベースの指標の方が、適用可能性が高いと強調した。協議が続けられる。

**適応：**締約国は、途上国での適応支援に関する2つのオプションを検討した。一部の締約国は、先進国は途上国に対し、長期的で規模を拡大した、適切で新規かつ追加的、予見可能でグラントベースの資金供与を行うほか、適応行動実施のための技術、保険、キャパシティビルディング面での支援も行うとの表現を希望した。他の締約国は、先進国に対し途上国での適応努力に対する資金的、技術的、キャパシティビルディング面での支援の規模を大幅に拡大するよう求めるという第2のオプションを希望した。この問題に関する非公式協議が続けられる。

**緩和 (BAPサブパラグラフ1(b)(i)) (先進国の緩和)：**この草案作成グループは今後の議論の進め方に焦点を当てた。締約国は、途上国の緩和に関わる問題のクラスター化の可能性および2つのスピノフグループでそれぞれのクラスターを取り上げる可能性について議論した。一つのクラスターを、途上国経済全体の目標および約束の内容に関するものとし、これに京都議定書目標との関係、AWG-LCAでの最終合意成果、中長期目標、非附属書I国からの卒業と附属書I国への参入の概念、先進国の目標および約束の内容を含めるよう提案した。別なクラスターは先進国での緩和行動強化に対するMRVに関するもので、次のものを含める：MRV



の焦点、MRVの基礎と構造などMRVの一般規定と努力の比較可能性、目標または約束の遵守、MRVに関する作業計画。

多数の締約国がクラスター化を支持し、上記の方式による問題の議論を支持した。他のものはこれに反対し、一部の問題のクロスカッティングな特性、および別個に議論することの困難さを指摘した。数カ国の締約国は、一貫性を確保するため、一つのグループで全ての問題を議論することを希望した。また一部の締約国は、議論の題目としてリストされている問題の一部に反対を唱えた。協議が続けられる。

**緩和 (BAPサブパラグラフ1(b)(ii)) (途上国の緩和)** : 締約国は、議論の構成方法、特にスピノフグループを設置するかどうか、これらのグループの数とその焦点について集中的に議論した。締約国は、問題を次のクラスターにまとめられるかどうかその可能性を議論した：登録簿および緩和メカニズムに関する問題、これはNAMAsの設計、作成、実施に対する支援も対象とする；支援行動のMRVおよび支援のMRV、そして緩和行動の認証；国別報告書、GHGインベントリ、ICAを対象とするMRV。一部の締約国は、これらの問題を別個に議論する2つのスピノフグループ設置を支持したが、他のものは全ての問題を1つのグループで議論することを希望した。また特定された問題の一部を議論することにも、反対意見が出された。締約国は、結局一つのグループで議論することで合意できた。

**緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b)(iii)) (REDD+)** : 文書に記載するオプションに関しどう進めるべきかが議論され、その後、共同進行役のRoslandは、8月に新しい文案を提示した締約国に対し、それぞれの考えを披露するよう求めた。締約国は、次の議論を行った：生態系のサービスを含め、森林問題をより全体的に議論する方法；REDD+が適応に貢献する必要性；REDD+メカニズムが新たなオフセットシステムの創設になるとの懸念。その後、締約国は、以前の文書がこういった懸念にどれだけ対応しているかを議論した。また締約国は、BAPに基づきREDD+は適応をどれだけ考慮に入れるべきか、それぞれの意見を述べた。一部のものは、森林に対する主権保持への懸念を表明し、数カ国は、REDD+に関係する全ての市場メカニズムにおける環境十全性保持の重要性を強調した。共同進行役のRoslandは、他の締約国の提案は今後の草案作成グループ会合で検討されると指摘した。

**緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b)(iv)) (セクター別アプローチとセクター別行動)** : このグループの議論では、一部の締約国が、協力的セクター別アプローチおよび条約4.1(c) (技術移転) の実施強化を目指すセクター別行動の全体枠組みへの支持を表明し、これは自主的なもので条約の条項および原則と一致するものにするべきだと指摘した。数カ国の締約国は、この文章に反対し、これは緩和行動に制約をかける可能性があるとして述べた。一部の締約国は別な文章を提案し、セクター別アプローチとセクター別行動はさらに探求する方



が有用であろうと説明した。進行役のWattは、妥協案での合意を図るため非公式協議を行うよう締約国に求めた。

### AWG-LCA コンタクトグループ

午後、進行状況確認のコンタクトグループ会議が開催され、草案作成グループの進行役が、それぞれのグループの進行状況を報告した。AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweは、特別な状況に関し、経済移行国およびその他の国と協議したと報告した。同議長は、これら諸国のキャパシティビルディングおよび資金のニーズに対応する決定書作成が先へ進める方法だとし、これを反映した決定書草案を作成すると述べた。

その後、議長のMukahana-Sangarweは、共有ビジョン、適応、緩和、資金、技術、キャパシティビルディングなど、「カンクンでの成果に含まれる可能性のある要素」に関するペーパーを提出し、カンクンで何ができるか、これらの目的を実現する方法は何か、概要を示すよう締約国に求めた。

ペルーは中南米諸国の一員として発言し、カンクンでの3つの主要な成果を説明し、AWG-LCAの成果の法的拘束力のある特性を確認する法律形式に関する決定書、「機が熟した問題」に関する相当数の決定書、そして未解決の問題を扱う作業計画に関する決定書を挙げた。日本は、コペンハーゲン合意の要素から抽出するバランスの取れた決定書を求めた。オーストラリアは、バランスのとれたパッケージの要素に関する進展状況の「バランスが取れていない」と指摘した。同代表は、緩和、MRV、ICAでの進展が限定的であると強調した。

エジプトは、バンカー燃料および市場などの要素については、結果がでない可能性がある」と指摘した。パキスタンは、「排他的な協議」ではなく締約国主導のプロセスに根差す要素にすべきだと述べた。ベネズエラは南アフリカとともに、AWG-KPでの成果なしではバランスはとれないと強調した。中国は、カンクンで達成可能なものとして早期開始資金の重要性を強調し、報告書作成のガイドラインおよび資金の配分を可能にする実施要素の重要性を強調した。

南アフリカは、カンクンで可能な成果として、法的拘束力のある包括的な合意を特定する成果の法律的形式に関する全般的な合意、ならびにREDD+など、進展がみられた分野の試験的实施または準備に関する一連の実質的な決定書を挙げた。同代表は、京都議定書附属書Bの改定を採択するCOP/MOP決定書または第2約束期間での附属書I締約国の約束を反映するCOP/MOP決定書をパッケージの一部とすべきだと述べた。同代表は、カンクンでの成果は今後採択されるべき包括的な法的拘束力のある合意に向けたビルディングブロックとしてBAPの要素を進展させるような形で組み立てられるべきだと強調した。



スイスはEIGの立場で発言し、可能な成果の要素を提案する議長ペーパーへの支持を表明し、このペーパーはBAPの要素を反映していると述べた。同代表は、天津の残りの期間ではこのペーパーに特定された問題に焦点を当てるよう求めた。EUは、緩和約束とプレッジなどの問題での進展を求めた。グレナダはAOSISの立場で発言し、京都議定書第2約束期間と並行して設定される法的拘束力のある合意を求め、「カンクンでは将来について妥協すべきでない」と強調した。同代表は議長ペーパーを歓迎し、適応に関する要素など一部の要素に満足感を表した。

ツバルは、共有ビジョンに関する文章の目的を明確にするよう求め、カンクンでの成果は法的拘束力のある合意に達する義務を明示するものでなければならないと述べた。キューバは、共有ビジョンは長期目標よりさらに将来を見据えるものであると強調した。同代表は、資金に関し、「長期的資金供与の動員 (mobilization of long-term finance)」という表現は「中身のない概念」であるとし、新しい追加的、予測可能な資金源の提供に関するBAPの表現を繰り返すべきだと述べた。ノルウェーは、議長ペーパーのREDD+、技術、資金など「機が熟した」要素に満足感を表明し、緩和とこれに関係するMRVでの更なる進展を求めた。

サウジアラビアは、このペーパーの「えり好みする」手法を嘆き、BAPの要素が反映されていないとし、AWG-LCAプロセスの締約国主体の特性に焦点を当てた。ニュージーランドは、議長ペーパーで作業をする意思があると表明し、新しい基金の設置およびICAの詳細など、一部の要素についてはさらなる推敲が必要であると指摘した。ロシアは、議長ペーパーはカンクンでの決定書の要素抽出作業の土台として有用であると述べた。ブラジルは、カンクンが「最終的なもの」ではないと指摘し、異なる問題の本質をつかむ簡潔な決定書を求めた。

米国は、議論されている問題の大半に関する合意は既に存在すると強調し、コペンハーゲン合意に基づく議論を求めた。同代表は、緩和や透明性などの問題はスピノフグループでさらに議論する必要があるが、既に合意されている技術などの問題をスピノフグループで議論する必要はないと述べた。また米国は、自国の約束は国内の立法府の動きに左右されないことを強調した。

インドは、カンクンでの成果として可能な要素は現在行われている草案作成グループの議論の中から出てくるはずだと強調し、進展努力ではこれらの議論を検討すべきだと強調した。シンガポールは、カンクンでの成果は次のものであるべきだと強調した：法律様式に対応するもので法的拘束力のある合意の必要性を示す；京都議定書の「消滅 (demise)」を早めてはならず、むしろその継続について明確な政治的シグナルを送る。メキシコは、カンクンでの成果は条約ならびに議定書の実施に向け早期の行動を打ち出せるものであるべきだとし、法的拘束力のある合意達成に向けたビルディングブロックを形成すべきだと述べた。数カ国の締約国は、AWG-LCAの成果の法的拘束力のある特性に言及する必要があると強調した。



ベネズエラは、締約国主導で合意リストを作成するため、各地域グループで議長ペーパーの議論をし、草案作成グループ進行役にフィードバックすることを提案した。コロンビアは、議論を進めるため、議長は草案作成グループ進行役と協力して決定書草案を作成すべきだと述べた。AWG-LCA議長のMukahana-Sangarweは、締約国に対し、多様な草案作成グループでの妥協に向け作業を続けるよう求めた。

### AWG-KPコンタクトグループ

**潜在的影響結果：**午前中、共同議長のBuendíaは、締約国に対し、潜在的影響結果に対応する常設フォーラムを創設する、または国別報告書など既存のチャンネルを利用するという、文書に含まれた2つのオプションに焦点を当てるよう要請した。

アルゼンチンは、フォーラムの設置は附属書I締約国による議定書2.3条（政策措置の悪影響）および3.4条（悪影響）の義務遵守に不可欠だと強調した。サウジアラビアは、附属書I締約国が国別報告書の中で潜在的影響結果を報告していないことから、このフォーラムは必要であると述べたが、ニュージーランドは、附属書I締約国は第5次国別報告書という完成レビューされたばかりの報告書までは潜在的影響結果に関する報告を要求されていなかったと強調した。サウジアラビアは、これに応じて、附属書I締約国は、最初の国別報告書から潜在的影響結果を報告する義務があったと強調した。

スーダン、このフォーラムは国別報告書で報告されたものを実施する土台も提供すると述べた。ニュージーランドは、附属書I締約国は潜在的影響結果に対し政策を実施する方法に関して報告していることから、国別報告書で報告された情報は既に実施されていると指摘した。同代表は、提案されているフォーラムのレビュー機能に関し、すでにSBIが国別報告書をレビューする義務を負っていると強調した。

スイスは、政策措置の影響抑制を「推進する」ことが附属書I締約国の義務であると強調し、主権国家が政策をどう策定し、実施するかを制約するプロセスは勧められないと強調した。同代表は、提案されているフォーラムのマンデートや権限が明確でないと指摘した。

**LULUCF：**AWG-KP副議長のMaceyは、参照レベル、不可抗力、伐採木材製品(HWPs)のレビューに関する議論の進展、ならびにCDMにHWPsを含めるとのオプションの削除での合意を説明した。ツバルは、森林管理の計算に関し、前の約束期間（単数または複数）の平均値と比較したNet—Net計算のオプションを提示した。EUは、この提案は行動に対する長期のインセンティブを削減するものだと述べた。ニュージーランドおよびインドは、約束期間にわたる平均値は長期的な森林のサイクルを反映するものではないとして懸念を表明した。



ベラルーシは、この提案は締約国が目標を達成するかどうかの推定に有用であると述べた。オーストラリアは、どのオプションが選択されるかに関わらず透明性が最も重要であると強調した。気候行動ネットワークは、歴史的なベースラインを希望し、予想されたベースラインでは締約国が森林管理からの排出量増加を隠せるが、歴史的な伐採率を用いればこれを改善できると述べた。ツバルは、「大気が見るものを反映しているのか、それとも産業界へのインセンティブを提供しているのか」と問うた。

追加活動の基準年に関し、パプアニューギニアは、データが不適切であるとして1990年を用いることの課題を指摘し、EUは、参照レベルを期限内に確定できるか、それとも期間中追跡されるものになるかにより、インセンティブが異なると述べた。同代表は、一つの基準年とすることは政治的に実施可能でないと強調した。ニュージーランドは、全ての活動で1990年を基準年とすることを支持した。ベラルーシは、逆インセンティブを減らすことが基準年の理由であると強調した。

ベラルーシは、湿地の計算に関し、IPCCの湿地に関するワークショップが近く開催され、SBSTAに報告されると指摘した。ブラジルは、計算が自主的なものなら正味減少している締約国は湿地を計算に入れないが、湿地拡大している締約国は計算に入れるだろうと警告した。ツバルは、湿地、耕作地、放牧地間での計算のクロスオーバーの懸念を表明し、EUは、二重計算の可能性を警告した。ベラルーシは、これらの懸念は定義付けで処理されていると述べた。気候行動ネットワークは、湿地の計算が義務になるよう、データの質に対応することを求めた。ベラルーシとスイスは、湿地の計算をしないよりは自主的な計算の方がましであると述べた。ブラジルは、湿地からのCO2以外の排出量をどう考えに入れるかを問うた。スイスは、締約国は完全な炭素計算に向け動いていると強調した。

### **AWG-KP非公式 グループ**

**附属書I締約国の更なる約束:** 午前中の非公式協議で、締約国は余剰AAUs繰越の議論を続けた。締約国は、余剰AAUsの第2約束期間およびその後の約束期間への繰越に対するオプションに関し、事務局のペーパーに記載されるオプション、ならびに他の締約国の提案の詳細について議論した、これらのオプションには野心レベルの引き上げ、余剰AAUs繰越をしない、AAU繰越にキャップをかける、AAUs繰越への課税が含まれた。

**その他の問題（手法論問題のバスケット）:** 午後の非公式協議で、締約国は、新しいガスの報告、文章に既存のガスを含めることとの関連性、京都議定書附属書Aとの一貫性の提案について議論した。ある締約国は、実際の排出量を報告することと、可能な排出量を報告することの違いに注目した。IPCCのグッドプラクティスガイダンスに基づくLULUCF手法論補足オプションに関し、一部の締約国は、LULUCF グループで議論す



Earth Negotiations Bulletin  
Tianjin Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/CCWG12/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500  
Fax:+81-3-3663-2301

ることを提案し、数カ国は、約束期間の前に規則で合意できないリスクを指摘した。また締約国は、基準年の文章のスリム化についても議論した。

### 廊下にて

水曜日は活発な活動の熱気で満たされ、参加者は、AWG-LCAの草案作成グループが午前と午後に会議する中、会議室から会議室へと飛びまわっていた。あるオブザーバーによると、この熱気で多くの結果が得られたようには見えないとし、協議の大半は「どう議論するか議論」に終始した。「何もおきていないし、実際の行動よりも新しい政治ゲームが多くなっている」とそのオブザーバーは指摘した。「皆、何をやる必要があるかに目をむければ良いが」と別の交渉担当者は述べ、天津でのスモッグの到来とカンクンでの建設的な成果に向けた軌跡がはっきりしないことの類似点を指摘した。

他のものはAWG-LCAでの進展状況報告コンタクトグループ楽天的な見方を示していたが、多くのものは進展がなかったことを嘆いた。「合意の一部の要素が出てきており、これは全ての本質のまとめを締約国がどう期待しているかを知る上で有用だ」とある参加者は指摘した。

AWG-KP側では、手法論問題のバスケットに関する非公式会議およびLULUCFや潜在的影響結果に関するコンタクトグループでの「建設的な議論」をコメントする参加者もいたが、他のものは、数値の議論について焦燥感を表明し、「堂々巡りをしている」ようだと嘆いた。「重要な政治的決定が行われるには時間がかかるのはわかっている」とある強気の交渉担当者はコメントした、「だから前進する必要がある」と。

GISPRI仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <[enb@iisd.org](mailto:enb@iisd.org)> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Anna Schulz, Matthew Sommerville, Ph.D., and Kunbao Xia. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <[pam@iisd.org](mailto:pam@iisd.org)>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <[kimo@iisd.org](mailto:kimo@iisd.org)>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <[kimo@iisd.org](mailto:kimo@iisd.org)>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Tianjin Climate Change Talks - October 2010 can be contacted by e-mail at <[asheline@iisd.org](mailto:asheline@iisd.org)>.